

郡山市介護保険事業所における事故等報告事務取扱要領

平成 26 年 5 月 29 日制定

平成 29 年 2 月 20 日一部改正

令和 2 年 7 月 1 日一部改正

令和 3 年 7 月 1 日一部改正

令和 7 年 1 月 1 日一部改正

令和 7 年 10 月 1 日一部改正

[保健福祉部介護保険課]

(趣旨)

第 1 条 郡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 24 年郡山市条例第 75 号)、郡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成 26 年郡山市条例第 52 号)、郡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 24 年郡山市条例第 76 号)、郡山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 24 年郡山市条例第 77 号)、郡山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成 24 年郡山市条例第 78 号)、郡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成 24 年郡山市条例第 79 号)及び郡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成 24 年郡山市条例第 80 号)、郡山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成 30 年郡山市条例第 31 号)、郡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成 26 年郡山市条例第 53 号)並びに郡山市介護予防・日常生活支援総合事業の人員に関する基準を定める要綱に基づき、介護保険指定事業者(以下「事業者」という。)が郡山市に報告しなければならない事故等について定めるものとする。

(事故等の範囲)

第 2 条 事業者が報告を行う事故等の範囲は、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 転倒、転落、誤嚥、異食、誤薬、交通事故等(以下「事故」という。)が発生し、死亡に至った場合
- (2) 事故が発生し、医師(施設の勤務医、配置医を含む)の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった場合
- (3) 火災の発生により死傷した場合
- (4) 地震、津波、台風等の天災により死傷した場合
- (5) 長時間の所在不明(概ね 24 時間経過しても発見できない場合等)
- (6) 利用者等間又は職員の暴行等により、死傷した場合
- (7) 感染症又は食中毒(平成 17 年 2 月 22 日付け厚生労働省健康局長等通知に基づき報告が必要な場合)
- (8) その他前各号に準ずる重要な事項が発生した場合

(報告)

第 3 条 報告の手順は、次のとおりとする。

- (1) 事業者は第2条に定める事故等が発生した場合は、事故報告書（第1号様式）により市長に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- (2) 事業者は第1報として、事故の発生後5日以内に事故報告書の少なくとも様式内の1から6の項目まで可能な限り記載して報告するものとし、その後の状況の変化等必要に応じて追加の報告を行うものとする。
- (3) 事業者は事故の原因分析や再発防止策等を検討し、第1報の事故報告書提出後1か月以内に事故報告書の7及び8の項目を記載して最終報告を行うものとする。
- (4) 事業所事故発生場所が特定できる図面、事業所の事故対応マニュアル、対応の経過が分かる資料等、必要に応じて資料を提出するものとする。
- (5) 報告は、原則、電子メール等の電磁的方法により行うものとする。

（市の措置）

第4条 市は当該事故の発生した事業者の対応状況に応じて保険者として次の各号に掲げる必要な措置を行うものとする。

- (1) 事業者が行った事故処理並びに利用者等及びその家族に対する連絡及び説明に関する指導
- (2) その他市長が必要と判断した事項

（その他）

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成26年6月10日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成29年2月20日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和7年10月1日から施行する。

※選択肢については該当する項目をチェックし、該当する項目が複数ある場合は全て選択すること

☐ 第1報 ☐ 第____報 ☐ 最終報告

提出日： 年 月 日

 $\frac{1}{2}$

